

FAX: 0479-25-5650

事務局からのお願いです。

会社名・代表者名・所在地などの変更がございましたら、以下の「変更届」にて事務局宛 FAX をお願い致します。

公益社団法人銚子法人会事務局 宛

銚子市三軒町 19-4

TEL:0479-25-0158

FAX:0479-25-5650

令和 年 月 日

変 更 届

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

	変更前	変更後
法 人 名		
代表者名		
決 算 期		
資 本 金		
会 費 額		
所 在 地		
T E L		
F A X		

(敬称略)

・変更の無い項目は「変更後」に「同」とご記入ください。

※資本金額の変更に伴い、年会費の変更をさせていただくことがございますのでご了承ください。

年会費基準表

区分	会費の内訳	年会費
1. 正会員	資本金 1 円以上 7 0 0 万円未満	8, 4 0 0 円
(1) 一般法人	7 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満	1 0, 8 0 0 円
	1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	1 3, 2 0 0 円
	3, 0 0 0 万円以上 7, 0 0 0 万円未満	1 5, 6 0 0 円
	7, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	1 8, 0 0 0 円
	1 億円以上	2 0, 4 0 0 円
(2) 特殊法人	宗教法人・財団法人・社団法人・NPO 法人が対象	8, 4 0 0 円
2. 準会員	支店法人 (支店・支部・営業所が対象)	6, 0 0 0 円
	複数法人 (代表者が同一または夫婦・親子関係である法人)	3, 0 0 0 円
3. 賛助会員	任意団体等	6, 0 0 0 円